平成 27 年度

宮田村教育委員会 10月定例会々議録

1. 開催日時:平成27年10月23日(金) 14:00~16:30

2. 開催場所:宮田村民会館 第1研修室

3. 出席委員

- (1) 篠田 秀児 委員長(以下「委員長」と表記。)
- (2) 池上 由美子 委員長職務代理者(以下「職務代理」と表記。)
- (3) 鷹野 綾子 委員(以下「鷹野委員」と表記。)
- (4) 古藤 祐巳子 委員(以下「古藤委員」と表記。)
- (5) 平澤 武司 教育長(以下「教育長」と表記。)
- 4. 欠席委員:なし
- 5. その他、会議に出席した者の氏名
 - (1) 小林 敏雄 教育次長(以下「次長」と表記。)
 - (2) 北原 敦 学校教育係長(以下「学校係長」と表記。)
- 6. 教育委員長あいさつ
- 委員長:最近、小中県総合生活科研究大会に参加し、しっかり勉強させてもらった。宮田村の子どもたちが非常に素直で、参観されていても授業に集中し実にスムーズに動いている。高校の先生の間でも、宮田の子は素直でいいと言われるわけだと感じた。手前味噌になるかもしれないが、教育行政も、学校に良いお手伝いができているのではないかと感じている。これまで、研究会には挨拶程度しか顔を出さなかったが、実際参加してみると素晴らしい雰囲気だった。行政からいろいろ言われなくても、うまくいっていると実感した。何かの折に皆さんも話していただけたらと思う。本日もよろしくお願いします。
- 7. 会議録の承認 9月定例会 (事前配布)
- 8. 議 題
 - (1)議事
 - 議1号 準要保護児童(新規)の認定について (別紙)
 - ※個人情報に関する内容のため、会議内容および資料は非公開とします。
 - 職務代理:民生委員と話をした方がいいと2年くらい前から言っているので、実現するようにしていただければと思う。

教 育 長:民生委員さん、保護司さんたちと話をしたほうがいい。保護司さんも皆さんに知っても らいたい事、苦しんでいる事があるはず。

委員長: 準要保護児童の認定は決定。ただし、民生委員等と情報交換をするということでいいで すね。

委 員:はい。

議2号 宮田村文化祭について (別紙)

次 長:資料について説明

・ほぼ例年並みに参加していただく。例年と異なるのは、個人作品のところ。以前、宮田 中の先生をしておられた方が、公開しないまま保管している生徒の版画を展示する予定で、 希望があれば作者に返却する。

委員長:生徒の作品を返していないから展示して返す。という事ならいいいのではないか。

教 育 長:また、せっかくの作品展なので、通産大臣賞受賞の板金をされている久保田さんの作品 を飾るよう、担当に言ってある。

・大ホールでの発表について、出演者が観客席からステージに直接上がる事があったが、 今年はどうか。

鷹野委員:高齢の合唱グループの皆さんは、手すりをつけて今年も直接舞台に上がる。舞台発表の 後半では、3つのグループが袖で待機していると観客席がガラガラになる。それを避ける ためにお願いしてある。

教 育 長: そういう事情なら、事情を司会者に言ってもらったほうが良い。以前は手すりがなかったので心配していた。

議3号 図書館まつりについて (1ページ)

次 長:資料について説明

・11/28(土)に実施予定。「お話パスポート」で3会場を回った子どもは、おやつの国でおやつがもらえる。軽食とおやつは、役場の職員組合が協力し、給食調理員が作って、食育のPRを兼ね無料で配布する。子供達には大変好評なので、今後も継続したい。

委員長:了解という事でいいですね。

委 員:はい。

議4号 村文化財の県宝指定調査の申請について (資料1:1ページ)

議 5 号 村文化財指定について (資料 1:15 ページ)

次 長:資料について説明

・「小田切家所蔵 高遠城二ノ丸厩稲荷本殿・上家及び奉納品類」は、平成26年9月の教育委員会定例会で、村の文化財としての指定が確定した。その際、信州大学副学長の笹本教授から、「県の文化財として指定に向けて努力すべきである。」、「最終的に長野県宝として指定をされるように。」と意見書が出された。これを受け、県宝指定に向け申請をして

もらうことになった。

・14ページの「文化財調査依頼書」を元に、村の審議会が調査してきた。教育委員会から、県教委に、県宝の調査を要請する事が適切かどうか、文化財保護審議会に今年10月に諮問した。文化財保護審議会からは、適切であるという答申を受けている。今日の定例会で認められれば、村の教育委員会として、県教委へ県宝の調査をしてほしい。と依頼することになる。

・指定の手続きには二つあり、一つは「申出」(自己推薦も含む)、もう一つは審議会の「委員推薦」。今回は、前者の教育委員会からの「申出」になる。申出後、県教育委員会で県の文化財保護審議会への諮問の可否が決定され、該当すれば審議会に諮問される。その後審議会で調査・検討され、最終的に指定可否の答申がされる。

委員長:「文化財調査依頼書」はどこでも出す資料か。

教育長:そう、事務的に出すもの。

委員長:教育委員会として申請するのか。

次長:申請しても良い、良くないの判断をしていただくということ。村の文化財審議会としては、良いという答申が出ている。

・15ページは、追加指定の13点について掲載。

・西大久保村があった時代。という事で、明治より前、江戸年代のものに間違いない。委員会でよいとなれば、合わせて県に上げていく。

委員長:何かご意見ありますか。よろしいですか。

委 員:はい。

教 育 長:今後も同じような事が出てくる可能性がある。高遠藩にこだわらなくても、歴史的なものは残しておくべき。

次 長:どんなものが文化財になるか、皆さんに知っていただけば、貴重な文化財が残せる。今、 世代交代の時期で、家の建て替え等があるので、今掘り起こしておく必要がある。学校に は古いものがあるかもしれない。

教育長:昔の校舎の頃にはかなりあったが、無くなってしまった。

鷹野委員:今、小学校には、子ども達が作った物でも新しい物はない。

委員長:今のは大事な発言。宮田村ではないが、私の子どもの作品も陳列されたあと、いまだに返ってこない。子どもの記念になるようなものは、返してあげてほしい。

(2)報 告

報告1号 教育委員会活動報告(教育長報告)8~9月、9~10月 (3ページ)

次 長:資料について説明

委員長:よろしいですか。

委 員:はい。

報告2号 村議会9月定例会について(産業文教委員会・全協) (6ページ)

次 長:資料により説明

・まとめたものができたら、教育委員会にお示しする。

教 育 長:承知だけしておいて頂けば。

鷹野委員:7年間やったリトミックセラピーの先生に、利用者が頼むというのはどういうことか。

次 長:公民館の考えとして、先生は外部に頼んでいるが、<u>利用者、OB が頼んではどうかとい</u> う案。 ⇒内容が違っているようなので、確認して11月定例会で訂正します。

委員長:リトミックセラピーとは何か。

次 長:公民館が行っている、小さい子どもとお母さんが対象の教室。音楽に合わせ体を動かすことで脳の発達も促される。そろそろ参加者が自立し運営してはどうかというもの。ただ、小さいお子さんを持つお母さんたちにすべてを任せるのは負担が大きいので、ピアノの演奏などを余裕のあるお母さんに任せてはどうかという事だと思う。 →内容が違っているようなので、確認して11月定例会で訂正します。

職務代理:位置づけは宮田学級などと同じか。

次 長:宮田学級などは、学級生が自主的に運営しているので少し違う。

職務代理:リトミックは学級などとは性質が違い送り出しなので、運営は公民館でやっていくのが良いのではないか。同じ人がずっと在籍するのでなければ自主運営は合わない。

次 長: そこははっきり伝えておきます。

鷹野委員:リバーランド天竜公園の返還とは。

次 長:下水処理場の施設建設を受入れる条件として、中越区から公園建設の希望があり、親水 公園等を作ったと聞いている。

- ・当初の公園管理は、中越区が50万円で受託していた。合併について協議する中で、最終的に管理費が0円になり、中越区は管理を止めたと聞いている。
- ・その後、総合公園のふれあい広場を、2年間で6千万円かけて改修することになり、村としては、重点を総合公園に絞るということで、親水公園は廃止することになった。
- ・廃止後の返還について中部電力と協議したところ、契約どおり、フェンスや東屋など撤去して、原形にもどして返還しなければならないということだった。
- ・当時の積算では、原形に戻すには 1,000 万円かかる事から、当面は、中越区に 15 万円で管理を委託している。村としては返したい。

委員長:本来、教育委員会が扱う案件ではない。きちんと言った方がいいのではないか。

教 育 長:役場が小さいので仕方ない。早く安価で手を引きたい。

次 長:公園の管理は、教育委員会から都市公園についても管理をさせてほしいといった経緯が あると聞いている。課長会議で、担当部署の変更を提案したが、認められなかった。

委員長:トップ判断の問題で、検討してもらう必要があるのではないか。

報告3号 運動会について (12ページ)

次 長:資料により説明

・競技数を減らした事から、参加人数の推計は1,100人程度と前回より大きく減っている。

現時点では、「少し物足りない」「この位がいいのではないか」などの意見を聞いている。 反省会を開き、時間・内容について検討し次回に繋げたい。

委員長:ご意見はありますか。

鷹野委員:近いところに駐車場がほしい。役場の駐車場はすぐ一杯になっていた。

次 長:役場駐車場は、大会役員の駐車場になっていたので早くにいっぱいになった。高速バス 利用者の車もあったかもしれない。

古藤委員:「みんなでじゃんけん」の景品が、宮田村のワイン「紫輝」だった。「紫輝」について知らない人もいると思うので、渡すときに一言ワインの説明があると良かった。村民に PR するとても良い機会だったのでもったいなかった。

・「心をこめていつまでも」は小学生は習っているらしく結構歌っていたが、私達の年代 より下の人たちは誰も知らないようだった。久しぶりに聞いたという声がかなり多かった。

教 育 長:「心をこめていつまでも」を村民の方々に幅広く知っていただくために、朝、放送で流 すなど何らかの方法を考えていく必要がある。

次 長:歌詞カードを配ればよかった。鷹野さんに楽譜をおこしてもらい、CD と一緒に学校に 渡してある。来年の村制施行 60 周年に向けて、多くの方が歌えるようにしたい。

鷹野委員:皆さんに広げていきたい。

次 長:朝昼の放送がなくなってからは、聞く機会がなくなっている。

職務代理:スタッフの方たちには、当日のお昼やお茶は出ず、前日のお茶だけでは気の毒だった。 手伝われた体育系の登録団体の方は、大変だったのではないか。

教 育 長:予算さえあれば出したい。

次 長:せめて飲物は当日も出したほうが良かったかもしれない。準備や片付けの時間は短く済んだので、主催者としてもありがたかった。

委員長:職員は休めるのか。

次 長:代休をとるようになっている。

報告 4 号 平成 27 年度学校給食表彰(文部科学大臣表彰)について (13ページ)

次 長:資料により説明

・小学校栄養教諭の林さんが、文科省の学校給食表彰に選出されたことが、県を通じて学校に通知が来た。「宮田の学校給食を育てる会」との連携や研修会の講師を行っている事が、活動内容に含まれていてよかった。

委員長:長期間という事ではなく優秀だという事か。どういう意味で優秀なのか。

教 育 長: 林さんは県の栄養士会の副会長をされていて、特に宮田の活動というより、永年役員を されているので表彰されたのではないか。

9. その他

(1) 当面の日程について (16 ページ)

次 長:資料により説明

(2)上伊那社会教育関係者懇談会(11/12、木、伊那公民館) (17ページ)

次 長:資料により説明

(3) 宮田の環境を守る会について (別紙)

※慎重な対応が求められるため、当面は、会議内容および資料は非公開とします。

(4)教育委員の積立金等について(積立金・視察研修清算) (別紙)

次 長:資料により説明

教 育 長:女性の委員の皆さんから話があった駒ヶ根市との交流について、教育長同士では進めようということになった。あとは委員長さんに働きかけていただき、年内に実施という事でいかがか。

・市町村の特色ある教育を支援する教員配置事業について、今年から市町村で「こういう 先生に来てほしい。」と県に要望できるようになった。人事の事なので、小中の校長先生 と相談しながら私のほうでやった。報告という形で申し訳ないが、小学校については、小 中一貫して読解力向上のための授業ができる先生をお願いした。このことで、先生がひと り増えればいいが、それはないのであまり意味がない。

・中学校は音楽のコーディネーター役としての先生を要望してはどうかと話したが、来年度音楽の先生が産休に入るので無理という事になった。産休交代で良い方がいたら1月くらいまでに紹介をよろしくお願いしたい。3月までは小学校の前林さんがあたってくれている。校長会で、来年度空いている先生に呼びかけるが、村内で身近にいればいい。

委員長:要するに、中学校の音楽の先生を1年間欲しいという事か。新卒でもいいから、委員の 近くでいい人がいればということ。以上でよろしいですか。

委員:はい。

教 育 長:研修視察をしてはどうかと思うが、いかがか。それには補助金が必要と思うが、農業委員はどれくらい研修費があるのか。

次 長:それほど出ないと思う。

職務代理:議題によってはじっくり掘り下げて、時間をかけてやったほうが良いと思う。

委員長:本日はお疲れ様でした。

· 次回定例会:11月19日(木) 14時00分